

静岡県防災・原子力学会設置要綱

(設置目的)

第1条 本会議は、静岡県民が直面する東海地震をはじめとする自然災害と、県下に所在する浜岡原子力発電所に関する防災対策にかかる科学・技術について、その取り組み状況を明らかにし、県民に向け情報を発信することを目的とする。

(会議の構成)

第2条 会議は、自然現象や原子力について、防災にとどまらず、エネルギー、環境など、より広い観点から考察する分野の有識者で構成し、また、原子力分科会、地震・火山対策分科会及び津波対策分科会（以下「分科会」という。）並びに原子力経済性等検証専門部会（以下「専門部会」という。）を設ける。

(構成員)

第3条 構成員は本要綱に基づき知事が任命し、会長、分科会会長及び専門部会会長はその中から知事が指名する。ほかに知事が委嘱する顧問1名を置く。

2 構成員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長、分科会会長及び専門部会会長は、必要があるときは、学識経験者等を臨時構成員として、会議、分科会又は専門部会に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の開催)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は当該年度の課題に応じ会長が必要と認めた時に開催する。

2 分科会及び専門部会は、必要に応じて会長の指示に基づき、分科会会長及び専門部会会長が開催する。

(活動)

第5条 学会の構成員は、会議へ出席するほか、静岡県、県下市町及び県民に対し、防災、原子力などにかかる講演、研修などを行う。

(庶務)

第6条 本会議及び分科会の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

2 専門部会の庶務は、経済産業部エネルギー政策課において処理する。

(旅費・報酬)

第7条 旅費は、本県の規定に基づき支払うものとする。報酬は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。